

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。

平成29年11月4日以降

新標準約款を使用する

必要な作業

①改正告示後の新標準約款を営業所に掲示する

②運賃及び料金の変更届出を行う

(その他:従前から独自の約款を使用している場合)

○独自の約款の変更を行う場合については①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要